

平成28年第26回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第26回岩手町農業委員会総会は、平成28年6月21日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (4) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (5) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (6) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地振興係主幹 | 滝川 勉 |

副主幹 府金 昌代
主任 畑中 功

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第26回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。15番幅清一委員、17番遠藤幸夫委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、議案第2号について、許可申請書の取下願出書を受理しましたので、既に配布してあります報告1件 議案5件のうち取下げ1件を除く4件の提出となります。お諮りします。報告1件 議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約についてご説明いたします。農業者年金受給のため親子間で使用貸借していた農地を今回合意解約しようとするものです。なお、この後、農地中間管理機構へ使用貸借し、第三者が借り受ける予定であります。
以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、皆さんの方からこれについて質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、の件であります。事務局の説明を求めます。なお、本案につきましては、16番福士好子委員の親族に関する案件であり、議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(16番福士好子委員 退席)

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号5番、賃貸借承認案件でございます。土地の所在は沼宮内第36地割地内の田8筆、合計面積10,183平方メートルの土地について記載の金額で賃貸借権設定をしようとするものです。以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。

なお、本議案につきましては現地調査を行なっておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

17番遠藤委員 現地調査の結果を報告します。議案第1号、受付番号5番の件について、現地調査の結果を委員番号17番遠藤から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と16番福士好子委員、1番山口弘委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号5番、農地の賃貸借の件について報告します。地区は水堀地区で●●から北へ200メートルほど行った先の国道沿いにある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として環境の良い場所で周辺農地への影響など問題なく、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件について、皆さんの方から質疑ありましたならお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(16番福士好子委員 復席)

議 長 議案第2号は取り下げにより削除になりましたので、次に議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 10 ページをご覧ください。議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号3番、黒石第1地割地内の畑1筆 2,505 平方メートルの土地であります。昭和49年から耕作しておらず、すでに山林化した畑でございます。受付番号4番、沼宮内第3地割地内の畑1筆 445 平方メートルの土地であります。平成6年から駐車場として使用していた土地であります。受付番号5番、沼宮内第30地割地内の田1筆 2,008 平方メートルの土地であります。隣接する新田川の災害により何度も冠水被害を受け土砂等が堆積した農地であります。受付番号6番、川口第46地割地内の畑1筆 6,314 平方メートルの土地であります。平成3年から耕作しておらず、すでに山林化した畑でございます。受付番号7番、土川第4地割地内の畑1筆 406 平方メートルの土地であります。平成5年ごろに牛舎を建設した土地であります。受付番号8番、川口第11地割地内の畑90 平方メートルの土地であります。昭和44年に隣地の住宅敷地として使われている土地であります。なお、議案第3号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。以上議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

16 番福士委員 議案第3号、受付番号3番、4番、5番、7番、8番の件について、現地調査の結果を委員番号16番の福士から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と1番山口弘委員、17番遠藤幸夫委員と私とで現地を確認して参りました。まずは受付番号3番の件について報告します。地区は葉木田地区で、広域農道から●●に行く分かれ道から八幡平市方面に向かって800メートルほど行った先の登り坂の途中から右に入ってすぐのところでした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり農地として利用されなくなってから相当な年数が経っており、既に山林化しており農地に戻すには困難、仕方がないと判断しました。続きまして、4番の件について報告いたします。地区は舘地区で、●●から南へ500メートル

ほど行った先のところにある土地でした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、アスファルトも敷かれて駐車場となってから相当の年数がたっており、本人だけではなく近所の方々も利用のようなので農地に戻すには困難、仕方がないと判断しました。続きまして、5番の件について報告いたします。地区は御堂新田地区で、●●から西へ向かって400メートルほど行った先にある土地でした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、豪雨災害の際、川から流れ込んだ大きな岩石が現在も多数残っており、また、ちょうど川の蛇行部分にあるため、これまでも幾度となく豪雨災害に見舞われており、今後農地として使用するには困難と思われるため、非農地になるのも仕方がないと判断しました。受付番号7番の件について報告します。地区は上浮島地区で●●から、南へ向かって800メートルほど行った申出人の自宅脇にある土地でした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、申出人の牛舎が建てられてから相当な年数が経過しており、農地に復旧するには困難と思われるため、仕方がないと判断しました。受付番号8番の件について報告します。地区は駅通地区で川口バイパス南大橋から南東へ向かって100メートルほど行った先のところにある土地でした。現地を確認しましたが、願い出の内容のとおり、家が建って宅地の一部として使用されてから相当の年数が経っており、農地に復旧するには困難と思われるため、仕方がないと判断しました。以上です。

15番幅委員 受付番号6番適用外証明の件について、担当地区ですので15番幅が現地調査の結果を報告します。地区は大平地区です。場所は申請人の自宅から割合に近いところにあります。聞いたところによると、畑に石が出て大変なところだったという話でした。現地を確認しましたが、山林化してから相当な年数が経っており、農地に戻すには困難と思われるため、仕方がないと判断しました。以上です

議 長 ただいま6件の現地調査の報告が終わりました。これにつきまして皆さんから質疑ございましたらお願いします。

4番細野委員 受付番号7番の●●さん、牛舎が建っていたという話ですが、たしかここは酪農をやめたということだったと思うが。

16番福土委員 これからやめるそうです。

事務局 牛舎は建っている状態なので、このまま適用外で農地でなくするという手続きをこの申請でします。この後のことはぜんぜん聞いておりません。

議 長 その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明に対する決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書18ページをご覧ください。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号9番、土地の所在は黒石第1地割地内の畑1筆、面積13,495平方メートルを記載の金額により10年間、岩手県農業公社に賃貸借するものであります。
以上議案第4号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。これにつきまして皆さんから質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用配分計画について、意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書 21 ページをご覧ください。議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定についてご説明いたします。

議案第 4 号によりご承認をいただいた農地を、記載の人物が 10 年間記載の金額で、岩手県農業公社より借り受けるものであります。

以上議案第 5 号にかかる事務局説明を終わります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。これにつきまして皆さんから質疑ございましたらお願いします。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 5 号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第26回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 1 時52分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

15番

印

17番

印